

調査

沖ノ鳥島では、島の保全対策や今後の利活用検討のため、基礎的な調査・観測が行われています。また、沖ノ鳥島は我が国唯一の熱帯気候であるとともに、太平洋の孤島で、陸地の影響をほとんど受けないという特色を生かし、日本のみならず国際的にも意義のある防災・学術の観点から様々な実験が実施されています。

京浜河川事務所では、沖ノ鳥島の気象データを公開しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00037.html>

なお、沖ノ鳥島の海象データについては、京浜河川事務所海岸課にお問い合わせ願います。

耐久性試験

金属の耐久性試験



生物調査

サンゴや魚類
などの生物調査



気象・海象観測

気温や風向・風速、水温、潮位、波高
などの気象・海象観測



日本最南端の島

沖ノ鳥島の保全

直轄海岸管理

国土交通省

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL. 03-5253-8471(直通)

<http://www.mlit.go.jp/>

国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川管理課

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL.048-600-1338(直通)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 海岸課

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 TEL. 045-503-4012(直通)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

問 い 合 わ せ 先

沖ノ鳥島の直轄海岸管理

沖ノ鳥島は、北緯20度25分、東経136度04分に位置し、東京から約1,700km、小笠原諸島父島からでも約900km離れた我が国最南端の島です。

この島は、東西に約4.5km、南北に約1.7km、周囲11kmの卓礁で、我が国の国土面積(約38万km²)を上回る約40万km²の排他的経済水域を有する国土保全上極めて重要な島ですが、満潮時には北小島、東小島の2つの島が海面上に残るのみとなってしまいました。

この2つの小島が侵食により、水没する恐れがあったため、昭和62年度(1987)から護岸の設置等の保全工事を実施しました。

しかしながら、気象・海象条件が厳しく、現地調査時には東小島近傍で約200kgのコンクリート塊が発見され、風雨によりコンクリート破片が発生し、小島を破損する恐れがあることから、チタン製ワイヤーメッシュの防護工を設けるなどの保全対策を実施しました。

このような背景のもと、平成11年には国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島の保全に万全を期すため、全額国費により国土交通省(当時建設省)が直接海岸の維持管理を行うことになりました。

平成22年には「低潮線保全法」が施行され、同法に基づき、沖ノ鳥島についても14箇所の「低潮線保全区域」が設定され、沖ノ鳥島の管理がますます重要となりました。

■本土との位置関係



これまでの沖ノ鳥島の保全

沖ノ鳥島は、当地が一年を通じて高温多湿気候であり、台風の通り道でもあるという厳しい自然条件から、昭和62年より鉄製消波ブロックやコンクリート等により、保全工事を実施してきました。

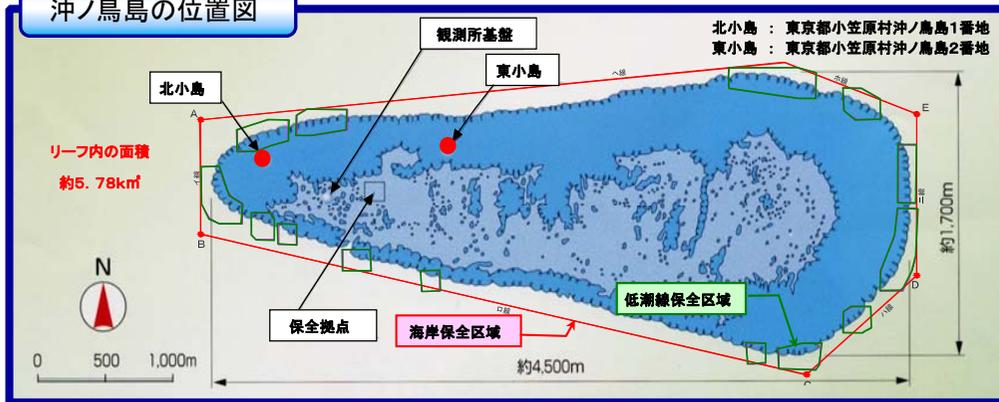
■沖ノ鳥島の経緯

1543	天文12	スペイン船サンファン号が発見(沖ノ鳥島かどうか、なお異論あり)
1931	昭和6	「沖ノ鳥島」と命名し、東京府小笠原支庁に編入(内務省告示)
1939	昭和14	気象観測所並びに灯台建設工事
~1941	~16	前後7回に分けて基台ブロック工事を行う
1952.4.28	昭和27	米国の信託統治下におかれる
1956.5.12	昭和31	海岸法施行
1968.6.26	昭和43	小笠原の返還にともない、沖ノ鳥島およびその領水が米国より日本に返還される
1977.7.1	昭和52	領海法、漁業水域に関する暫定措置法施行
1982.12.10	昭和57	領海12海里、漁業水域200海里を有する
1983.2.7	昭和58	国連海洋法会議において、海洋法条約成立(200海里の排他的経済水域等を規定)
1987.10.14	昭和62	国連海洋法条約に署名
1987.11.1	昭和62	東京都により海岸保全区域に指定
1987	昭和62	建設省による直轄工事の開始
~1993	~平成5	護岸等の設置工事
1994.11.16	平成6	国連海洋法条約発効
1996.6.14	平成8	「領海及び接続水域に関する法律」の改正および「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を公布
1999.5.28	平成11	海岸法の一部改正公布
1999.6.23	平成11	改正海岸法の施行令に基づき建設省による直轄管理区域に指定
1999.6.24	平成11	全額国費による直轄管理の開始
2000.5.16	平成12	海岸法第二条の二に基づき「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」を公表
2004	平成16	観測施設上にCCTVカメラを設置
2004.8	平成16	東京都において、「伊豆・小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を策定
2005	平成17	観測施設上に海象観測用レーダーを設置
2007.3.16	平成19	「沖ノ鳥島灯台」の運用開始
2007.7.20	平成19	海洋基本法施行
2010.6.24	平成22	低潮線保全法施行※
2011.6.1	平成23	低潮線保全区域の設定

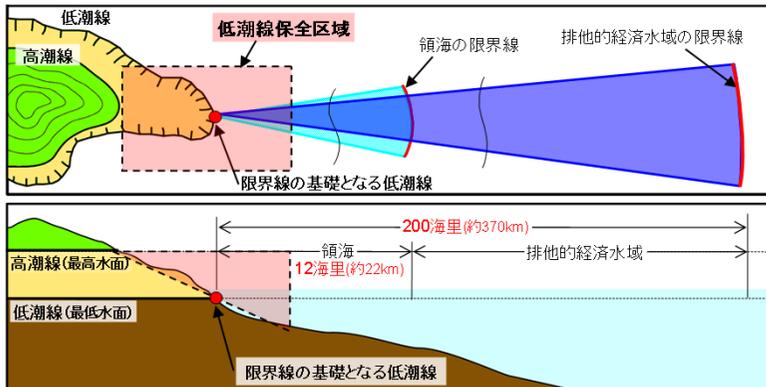


※排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

沖ノ鳥島の位置図



■低潮線保全区域の概念図



【低潮線保全区域】

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要がある区域。

これからの沖ノ鳥島の管理

沖ノ鳥島の護岸コンクリートは、平成2年から5年に完成し経年的に劣化しているほか、厳しい気象条件の影響により、多数のはく離、ひび割れなどが発生しています。このような護岸の劣化を抑制し維持管理していくため、コンクリートの損傷についての調査や点検を行い、発見したひび割れの補修等を実施しています。

